

## 損害賠償請求事件

平成20年(ワ)第10879号 判決日:平成22年1月28日

関連条文:不正競争防止法2条1項14号 キーワード:営業誹謗行為

## 〔概要〕

社会保険労務士の業務支援ソフトの被告製品の説明会で、被告製品、原告各製品のそれぞれの費用と機能を比較した比較表を来場者に配布した行為の営業誹謗行為が争点となった事案

## 〔争点〕

- (1) 本件比較表の記載は虚偽の内容か (争点1)
- (2) 本件比較表の記載は原告の営業上の信用を害するものか (争点2)
- (3) 被告の故意又は過失 (争点3)
- (4) 損害額 (争点4)

## 〔裁判所の判断〕

## 1 争点1 (本件比較表の記載は虚偽の内容か) について

商品の需要者等に配布された文書の記載内容が不正競争防止法2条1項14号の「虚偽」にあたるかどうかは、文書の受け手が、記載された事実について真実と反するような誤解をするかどうかによって決すべきであり、具体的には、受け手がどのような者であって、どの程度の予備知識を有していたか、当該文書の記載内容をどのような状況の下で了知したか等の点を踏まえつつ、当該受け手の普通の注意と読み方を基準として判断されるべきである。

## 2 争点2 (本件比較表の記載は原告の営業上の信用を害するものか) について

原告サービスに係る本件機能②の欄を×とする記載は、原告サービスの機能が実際よりも低いことを示すものといえるから、原告の営業上の信用を害するものと認められる。

## 3 争点3 (被告の故意又は過失) について

他社の製品と自社の製品の性能や機能を比較する文書を配布する場合には、虚偽の記載をすることのないよう、十分に他社の製品の性能や機能を調査すべきであるところ、被告は、前記(1)イのとおり、原告サービスに含まれる「クラリネット」に「ネット de 明細」が備わり、本件機能②が備わることとなったことを容易に知ることができたにもかかわらず、リリースの事実や時期を十分確認することなく、本件比較表を作成し、被告製品の説明会において、来場者に配布したのであって(前提事実(4))、被告が、前記1(1)ア(イ)のとおり、平成20年3月17日以降、事実と符合しなくなった本件比較表を配布したことについては、少なくとも過失があったといえるべきである。

## 4 争点4 (損害額) について

被告は、被告製品の説明会を各地で開催したが、開催の時点では、説明会に配布するために作成された本件比較表の記載に虚偽の記載はなく、同月17日以降、上記記載のうち、原告サービスの本件機能②についてのみが事実と符合しなくなり、虚偽となった。このため、本件比較表が、配布時において虚偽の内容を含んでいたのは、同月18日に広島で行われた説明会及び同月19日に福岡で行われた説明会のみである。

また、虚偽部分も、原告サービスに係る12項目の機能のうち、1項目についてのみであり、配布を受けた者も、上記2会場の来場者だけであり、限定されているといえるし、本件比較表の記載により、原告製品の機能について、実際に誤解した顧客がどの程度いたかも不明である。さらに、本件において、給与明細インターネット配信システムが、平成20年3月17日に原告サービスに導入されたように、サービスや製品の質は将来に向けて変化する可能性があるのが一般であり、特に、本件のようなコンピュータソフトウェア関連の商品では、その傾向が顕著であるといえる。

上記来場者も、本件比較表の内容が配布時点のものであると認識していたとしても(本来、このような比較表の記載内容は、作成時点の事実が記載されているものであるから、作成日付などで、いつの時点の記載内容であるかを確認することが求められるが、本件のような説明会において配布された以上は、配布時点の事実が記載されているものと認識すると考えられる。)、永続的なものでないことは認識していたと考えられる。

これらの事情を考慮すれば、本件比較表の配布により原告が受けた損害の額は、10万円と認めるのが相当である。

以上